

加工食品等の放射性物質検査結果について(福島県)

1 新基準値が適用される食品

(平成24年4月1日以降に製造・加工された食品(原材料として牛肉、米、大豆を使用した食品を除く))

(注)

① 一般食品

放射性セシウム 28品中 100Bq/kgを超えるもの0品

No	製造・加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	測定結果		
					セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	放射性セシウム 合算値(Bq/kg)
1	福島市	H24.9.25	乾燥ゴーヤ	乾燥野菜	20.8	30.2	51
2	福島市	H24.10.5	乾燥じゃがいも	乾燥野菜	検出せず(<9.9)	検出せず(<8.2)	検出せず
3	福島市	H24.10.5	乾燥かぼちゃ	乾燥野菜	検出せず(<7.7)	6.68	6.7
4	福島市	H24.10.5	乾燥たまねぎ	乾燥野菜	検出せず(<8.8)	検出せず(<8.1)	検出せず
5	桑折町	H24.10.4	りんごジュース	清涼飲料水	9.38	16.4	26
6	国見町	H24.10.4	みょうが甘酢漬	漬物	検出せず(<8.0)	検出せず(<6.5)	検出せず
7	福島市	H24.10.4	ももジャム	ジャム類	検出せず(<8.7)	検出せず(<6.5)	検出せず
8	福島市	H24.10.4	もものシロップ漬	果実加工品	検出せず(<3.5)	検出せず(<2.7)	検出せず
9	福島市	H24.10.4	こんにやく	こんにやく	検出せず(<3.1)	検出せず(<3.3)	検出せず
10	福島市	H24.10.4	プルーンジャム	ジャム類	3.22	4.90	8.1
11	二本松市	H24.10.4	梅干し	漬物	検出せず(<7.1)	12.8	13
12	二本松市	H24.10.4	なす塩漬	漬物	検出せず(<3.4)	検出せず(<3.3)	検出せず
13	二本松市	H24.10.4	桑の実ジャム	ジャム類	検出せず(<7.9)	8.60	8.6
14	二本松市	H24.10.4	桑の実ジャム	ジャム類	検出せず(<7.1)	7.05	7.1
15	二本松市	H24.10.4	桑の葉粉	乾燥茶葉	43.1	52.8	96

16	二本松市	H24.10.4	桑の葉粉	乾燥茶葉	検出せず(<8.4)	11.0	11
17	二本松市	H24.10.4	かぼちゃパン	菓子類	検出せず(<6.5)	検出せず(<4.5)	検出せず
18	二本松市	H24.10.5	梅干し	漬物	検出せず(<8.0)	16.1	16
19	大玉村	H24.10.5	乾燥トウモロコシ	乾燥野菜	検出せず(<4.7)	検出せず(<4.4)	検出せず
20	大玉村	H24.10.5	梅干し	漬物	検出せず(<7.1)	検出せず(<6.6)	検出せず
21	大玉村	H24.10.5	梅干し	漬物	検出せず(<7.2)	9.85	9.9
22	南相馬市	H24.10.3	ぶどうジャム	ジャム類	検出せず(<6.4)	検出せず(<5.6)	検出せず
23	南相馬市	H24.10.4	豚肉(肩ロース)	食肉	検出せず(<3.8)	2.95	3.0
24	南相馬市	H24.10.4	豚肉(バラ)	食肉	4.43	検出せず(<2.6)	4.4
25	南相馬市	H24.10.4	豚肉(モモ)	食肉	検出せず(<3.9)	3.53	3.5
26	南相馬市	H24.10.4	ウインナーソーセージ	食肉製品	検出せず(<3.8)	検出せず(<3.9)	検出せず
27	南相馬市	H24.10.4	梅漬	漬物	24.8	53.0	78
28	相馬市	H24.10.4	野菜塩漬	漬物	検出せず(<4.1)	検出せず(<3.4)	検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値を適用:セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもの)で記載しています。

2 暫定規制値が適用される食品

(平成24年3月31日までに製造・加工された食品または原材料として牛肉、米、大豆を使用した食品)

(注)

① 酒類

放射性セシウム 4品中 200Bq/kgを超えるもの0品

No	製造・加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	測定結果		
					セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	放射性セシウム 合算値(Bq/kg)
1	二本松市	H24.10.5	清酒	酒類	検出せず(<8.8)	検出せず(<6.9)	検出せず

2	二本松市	H24.10.5	清酒	酒類	検出せず(<7.9)	検出せず(<7.9)	検出せず
3	二本松市	H24.10.5	清酒	酒類	検出せず(<8.3)	検出せず(<7.0)	検出せず
4	二本松市	H24.10.5	清酒	酒類	検出せず(<8.4)	検出せず(<7.2)	検出せず

食品衛生法における経過措置のある上記の食品は、暫定規制値(セシウム:200Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値))が適用されます。

② その他の食品

放射性セシウム 5品中 500Bq/kgを超えるもの0品

No	製造・加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	測定結果		
					セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	放射性セシウム 合算値(Bq/kg)
1	福島市	H24.10.3	凍み豆腐	豆腐加工品	検出せず(<21)	検出せず(<16)	検出せず
2	福島市	H24.10.4	みそ	調味料類等	検出せず(<7.1)	検出せず(<5.6)	検出せず
3	福島市	H24.10.4	みそ	調味料類等	検出せず(<8.0)	8.91	8.9
4	南相馬市	H24.10.3	みそ	調味料類等	検出せず(<6.1)	検出せず(<5.9)	検出せず
5	南相馬市	H24.10.4	野菜みそ漬	漬物	検出せず(<6.7)	6.96	7.0

食品衛生法における経過措置のある上記の食品は、暫定規制値(セシウム:500Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値))が適用されます。

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもの)で記載しています。

(注)原材料として牛肉及び米を使用した食品:牛肉及び米を原材料として製造、加工、輸入される食品の経過措置は、平成24年9月30日で終了しました。
(ただし、平成24年9月30日までに製造、加工、輸入された食品は引き続き暫定規制値が適用されます。)